

遺伝子組換え食品とは？

遺伝子組換え食品とは、品種改良のひとつの方法として、細菌の生物から有用な性質を付与する遺伝子を取り出し、植物等に組み込んだ食品です。例えば、害虫や病気に強い遺伝子を作物に挿入することにより、生産量を質的、量的に向上させることが可能になります。

遺伝子組換えによる品種改良



世界ではどれくらい遺伝子組換え食品が栽培されているの？

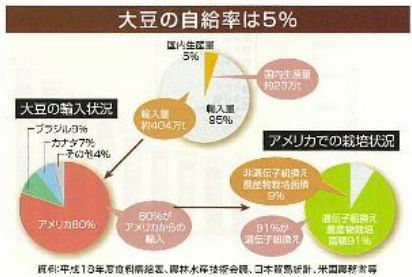
世界で初めて遺伝子組換え食品が販売されたのは、1994年アメリカで、完熟した状態でも日持ちが良い「フレーバーセーパートマト」と呼ばれるものでした。その後、1996年には、害虫に強い性質や除草剤の影響を受けない性質を持った農作物の本格的な栽培が始まり、2008年現在、25ヶ国、栽培面積は、1億2,500万ヘクタールに到達しています。ただし、日本では、商業用では栽培されていません。



日本では、遺伝子組換え食品は利用されているの？

日本の食料自給率は、カロリーベースで、約40%です。「大豆」、「トウモロコシ」、「ナタネ」、「ワタ」など多くの農作物を輸入しており、中には遺伝子組換え食品として輸入しているものもあります。

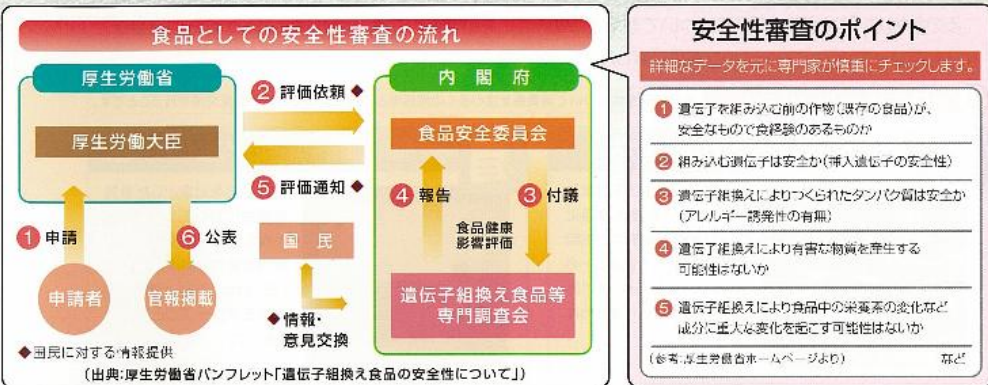
大豆を例にあげると日本の国内自給率は、5%で95%は海外から輸入しています。そのうち80%をアメリカから輸入しています。アメリカの大豆の栽培の約91%が遺伝子組換え大豆であり、多くが日本に輸入され、食用油等に加工され利用されています。



遺伝子組換え食品の安全性は、大丈夫？

国内で利用されている遺伝子組換え食品は、国において安全性が確認されています。

厚生労働省に提出された遺伝子組換え食品に係る安全性審査の申請に対し、専門家により構成される「食品安全委員会」において安全性の評価がなされます。最新の科学的知見に基づく評価の結果、その安全性に問題がないと判断された食品は、その旨が公表されます。



日本では、どんな遺伝子組換え食品が承認されているの？



大豆、トウモロコシ、ジャガイモ、ナタネ、ワタ、テンサイ、アルファルファの7作物97品種が承認されています。

平成20年12月18日現在

遺伝子組換え食品の表示はどうなっているの？

平成13年4月1日より、食品衛生法に基づき表示をすることが義務化され、遺伝子組換え作物(大豆、トウモロコシ、ジャガイモ、ナタネ、ワタ、テンサイ、アルファルファ)である食品及びその加工品について下表により表示されています。

なお、組換え遺伝子(DNA)または、この遺伝子で作られるタンパク質が技術的に検出出来ない場合には、表示は義務づけられていません。また、原材料の重量に占める遺伝子組換え原料の割合が「上位3位以内で、かつ5%以上」でない加工食品等は表示が省略できることとなっています。*食用油、醤油は、表示の対象ではありません。

食品区分	表示
分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原料とする場合	「遺伝子組換え食品」である旨(義務表示)
遺伝子組換え、非組換え農産物が分別されていないものを原料とする場合	「遺伝子組換え不分別」である旨(義務表示)
分別生産流通管理が行われた遺伝子組換えでない農産物を原料とする場合	「遺伝子組換えでない」旨(任意表示)